

## 最近の著作権事情 「金型著作権」?

### 著作権委員会\*

昨年(2014年)の8月下旬、著作権法の世界を、金型業界から一陣の風が吹き抜けた。仕掛け人は、社団法人日本金型工業会西部支部(大阪市、以下「西部支部」)である<sup>(1)</sup>。

西部支部は、「金型著作権機構」(以下、「機構」)を立ち上げ、「金型設計図面等の作成に伴う著作権の発生を確認し、国際的なルールによる著作権保護制度を活用するための支援策として、著作物の権利確認のための鑑定書への鑑定番号の付与(西部支部のホームページより)」を行うと宣言したのである。機構のホームページには、その目的や運営内容などが記載されており、鑑定申込書の送信フォームや見本も用意されていた。また、「鑑定担当の弁理士又は弁護士より、申請内容についての問い合わせの連絡が行くことがあります。場合によっては面談させていただくこともあります。」との記載もあり、実際に、弁理士による具体的な関与もあったようである。

しかし、ものの1週間程度で機構のホームページは、次のような内容に変更されてしまった。風は一瞬で止んでしまったのである。

「 お詫び

連絡不十分のため、急遽ですが、

金型著作権機構の活動を見合わせます。

ご期待にお応えできず、大変申し訳ございません。」

この一件からわいてくる疑問は、主として次の3点に集約される。

- ① なぜ、このような機構が立ち上げられたのか。
- ② 機構では、著作権によりどのようにして金型の保護を図ろうとしていたのか。
- ③ なぜ、機構は立ち上げ後すぐに閉じられてしまったのか。

まず、①について考察する。

金型業界がこのようなことを考えた背景を、経済産業省報道発表「金型図面や金型加工データの意図せざる

流出の防止に関する指針<sup>(2)</sup>に垣間見ることができる。すなわち、金型の製造委託取引において、金型そのもののみならず、「金型メーカーのノウハウが含まれた金型図面や金型加工データが、メンテナンスのためという理由で、発注企業に提出させられるのだという。さらに、提出させられた金型図面等は、「金型メーカーの同意のないまま、海外で二番目の金型や類似の金型の製造委託に利用されている」のだともいう。そしてそこには、発注企業が取引上優越的地位にあるという事情が背景としてあるようだ。さらには、物価水準の内外較差も背景事情として挙げられよう。

たしかにこれは、金型メーカー(多くは中小企業)側としては由々しき事態で、(社)日本金型工業会によるアンケート調査<sup>(3)</sup>でも、それによると思われる受注減少傾向が見られるようである。そこでこれをなんとかしたいというのが、機構が立ち上げられた端的な理由であろう。そして、特許や意匠では進歩性等の要件が課せられるし、国ごとに権利化を図らなければならないという手続上の難点もある。そこで、無審査かつ無方式で、国内のみならず海外でも直ちに権利が発生し保護期間の長い著作権に着目したのであろう。

次に②については、著作権は表現を保護するのであってアイデア自体を保護するのではない、ということを知っている我々にとっては、簡単には首肯し難いところである。これが建築物であれば、著作権法第2条第1項第15号の「ロ」の規定により、図面に従って建築物を完成することが著作物の複製に該当するのであるが、金型ではこのような取扱いはない<sup>(4)</sup>。

しかしながら前出の機構のホームページ(閉じられる前の状態)には、「金型設計図面の著作権保護」(下線筆者)などの記述があり、「西部支部」としては一応そのことを理解した上で機構を立ち上げたようである。

\* 担当 副委員長 岡戸昭佳

せめて図面だけでも、ということであろうか<sup>(5)</sup>。しかし問題は、その理解を個々の鑑定依頼者にまで徹底できるのか、ということである。鑑定結果は司法判断を拘束するものではないということについても同様である。金型そのものについて確定的な権利を取得した、との誤った認識を持つ依頼者が少なからず出てくるのではないか、という危惧を禁じ得ないのである。また、「金型著作権」なる用語が一人歩きしかねない、という危惧もある。

とはいえ、金型図面はノウハウのかたまりであり、そこには大変な創意工夫が込められていることは確かである。その創意工夫には、作図表現上の工夫も必然的に含まれているであろうから、なるほど、図面の著作物に該当する可能性自体は少なからずあるのだろう。

そして③については、どうやら役所間の壁に問題があるようだ。つまり日本金型工業会は、いわゆる業界団体の1つであり、経済産業省の息がかかった団体である。そのため文化庁管轄の著作権法にかかわる事業をするのを配慮した、ということであつたらしい。

以上を総括すると、金型問題が露呈する問題点は次の2点である。

第1に、元請け下請け間の前近代的な関係(前掲の経済産業省報道発表中では、不正競争防止法や独占禁止法上の問題点も指摘されている)や、契約書もなく口約束のみで取引がなされるという我が国の商慣行の問題である。これは、元請けによる下請けいじめという単純な視点で語り尽くせるものではない。自らの保有するノウハウ等の情報財について秘密管理すらしておらず権利意識が稀薄な金型メーカー側の問題も根深いものがある。

第2に、知的財産の保護の隙間である。我が国の金型メーカーは、金型の設計、製作に関し長年にわたり多大な経験を積み重ねてきており、そのノウハウには大きな財産的価値があるといえる。これが、空洞化が指摘されている我が国の産業競争力の残り少ない源泉であるといえる。だからこそ、経済産業省もこの問題を重く見て、前出のような指針を発表したのであろう。その意味で金型産業は花形産業なのである。

しかしながら、金型を特許、実用新案、意匠で保護しようとする、進歩性、創作非容易性などの法定要件が障害となり、権利化できない場合が多々あると思われる。その一方で、著作権はというと、前述のように図面の表現が保護されるのみであり、金型そのものは保護されない。まさに金型は、保護の隙間にあるのである。

(参考)

- (1) 社団法人日本金型工業会 <http://www.jdma.net/>  
同西部支部 <http://www.moldassociation.com/>
- (2) <http://www.meti.go.jp/kohosys/press/0002959/index.html>
- (3) 同工業会東部支部  
<http://www.east.jdmia.or.jp/other/urg-ankate/index.html>
- (4) ただしこのことは、建築物がそれ自体著作物である場合が多いのに対し、金型はそうでないことの結果であると解すべきである(田村善之著「著作権法解説」第2版(2001年・有斐閣)121~123頁)。
- (5) 著作権については、金型そのものが作製される前の図面の段階での救済が可能である点で特許権よりむしろ有利、との見方もある。

(原稿受領 2003. 4. 3)

パテント誌では、論考、解説、提言など各種記事の投稿を募集しています。投稿原稿の分量は概ね10頁(20,000字)程度以内でお願いします。掲載可否はパテント編集委員会で「会誌掲載規則(内規第68号)」に基づき検討いたします。検討の結果、不掲載とさせていただくこともありますので、予めご承知ください。

日本弁理士会 パテント編集委員会  
総務部 広報課  
TEL 03(3519)2361 FAX 03(3581)9188  
E-mail XBL03564@nifty.com